

## 木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する 条例及び施行規則の一部改正について（概要）

まち美化推進課

木津川市において、市民から排出された廃棄物（以下、「資源ごみ等」という。）を再使用・再生利用し、環境に配慮した取り組みを実施しているが、近年、市が委託している業者以外の者が、当該資源ごみ等を無断で持ち去る行為が後を絶たない。この行為は、市の廃棄物の再資源化の取り組みを損なうだけでなく、防犯面においても、市民が安心して廃棄物を排出できないといった不安感を与えている。この為、本条例及び施行規則の一部を改正することにより、持ち去り行為を禁止するものであります。

### 条例改正の主な概要

#### 1 資源ごみ等の収集運搬の禁止

市及び市が委託した者以外が資源ごみ等を無断で収集又は運搬をしてはならない。

#### 2 罰則規定の設定

規定による命令に違反をした者は、20万円以下の罰金に処する。

#### 3 施行期日

公布の日 平成26年4月1日